

導入促進基本計画

岐阜県大野町

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大野町（以下「町」という。）の総人口は、住民基本台帳によると 2007 年の 24,557 人をピークに減少傾向で推移している。年齢階級別人口でみると年少人口、生産年齢人口は減少する一方、老年人口は増加傾向で推移し、総人口に占める割合は 30.1%（2023 年 3 月 1 日現在）となっており、今後も総人口は減少傾向で推移することが見込まれている。

経済センサスによると、2016 年の事業所数は 816 事業所、従業者数は 7,272 人、事業所数は 2009 年調査時点より 123 減（従業者数 575 人）となっており、事業継承等の問題を鑑みると今後は大幅に減少することが予測される。

従業者数から見る割合は、第 2 次産業が 37.1%、第 3 次産業が 61.5%を占め、製造業、サービス業の割合が高い。

このような中、商工会と連携し各事業所の持続的な企業経営に向け、経営の近代化の促進をはじめ、時代の変化に柔軟に対応した支援を行ってきたが、町内の中小企業者等において人手不足、後継者不足の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

したがって、町では各事業所の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤、技術取得が容易になる設備の導入等、産業基盤の構築を図るとともに、後継者が引継ぎたいと思えるような事業所にしていくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を作成し、中小企業者等の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者等の生産性を向上させ、もって経営の安定・向上を図るとともに雇用の拡大を図り、活力ある町の創造と経済の発展に寄与していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の申請を行う事業者については、計画期間内において直近の事業年度末を基準として、基準年度比で労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均で 3%以上向上する事を目標とする。

2 先端設備等の種類

町の産業は、製造業、サービス業、卸売・小売業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対称とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者等の全体を後押しし、町の経済の活性化を図るため、対象地域は限定せず、町全域とする。

(2) 対象業種・事業

町の産業は、製造業、サービス業、卸売・小売業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画の対象業種については、産業大分類における全ての業種とする。

なお、事業者が生産性向上を実現するための事業への取り組みは、新商品の開発、ITの導入による業務の効率化などをはじめ、多種多様である。したがって、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では、新たな雇用の場の創出、新規事業の展開、販路の新規開拓など地域産業の活性化を図ることを目標としているため、町内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

また、太陽光発電設備については、主たる工場や事業所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する目的で、自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し、売電収入を得るための設備は対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 町においては、先端設備等の導入により、労働生産性を高めるだけでなく若い世代などの、新たな従業員の確保も重要な事項であると考えているため、人員削減を進めるための先端設備導入計画とならないよう、雇用の安定に配慮する。
- (2) 町の安全で安心な生活のために、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。
- (3) 認定先端設備等導入計画が認定された中小企業者等は、町が必要とした際には、計画の進捗状況について報告することとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。